令和４年度
第５回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和４年度第５回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和４年８月２６日（金）　　９時５８分開会
　　１０時４８分閉会
開催場所　　千歳市役所　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１８名　欠席委員２名）

１番	平沖道徳	欠席	
２番	宮澤徳夫	出席	
３番	三溝健雄	出席	
４番	登坂英樹	出席	
５番	平岡　博	欠席	
６番	今　鉄雅	出席	
７番	片桐好英	出席	
８番	樋口　司	出席	
９番	川端智之	出席	
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	出席	
１２番	鈴木弘樹	出席	議事録署名委員
１３番	清水利一	出席	議事録署名委員
１４番	平岡日出男	出席	
１５番	黒澤譲治	出席	
１６番	藤田勝久	出席	
１７番	中村由美子	出席	
１８番	山形繁雄	出席	
１９番	高橋　正	出席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	松石博司
管理課長	田中康仁
企画振興係長	小野美幸
農地係長	上田創一
農地係主事	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）
　　報告第２号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
　　報告第３号　専決処分の報告について（現況証明願）
　　報告第４号　農地法第 3 条の許可に係る報告について
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第 5 条の規定による許可申請について
　　議案第２号　現況証明願について
　　議案第３号　千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告について
日程第 7　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、ただ今から、令和４年度第５回農業委員会総会を開催いたします。

本日、１番、平沖委員、５番、平岡博委員は、所要のため、欠席する旨の届出がございました。

よって、委員 20 名中 18 名が出席しており、会議は成立いたしました。

会議の開催にあたりまして、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、おはようございます。忙しい中、会議の出席にご協力いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが、ただいまから会議を始めます。（9：59）

＜日程第３　議事録署名委員の指名＞

議　　長　　日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第 13 条により、12 番、鈴木委員、13 番、清水委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第 4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　　務　　局　　令和４年度第４回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。

事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　次に、日程第 5、報告の部に入ります。（10：00）
報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 1 件で、土地の所在等は、議案書 1ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。なお、整理番号 6 の被相続人は、△△△△さんであります。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済みといたします。

【報告第２号　専決処分の報告について（農地法第１８条第６項合意解約の通知）】

会　　長　　次に、報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 2ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約は1件で、土地の所在等は、議案書2ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
整理番号7は、経営移譲を受け使用貸借している農地の一部に、農業用施設を建設するため解約する案件であります。
後ほど、議案第1号において、農地法第5条に基づく転用案件としてお諮りする予定であります。
以上、報告第2号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

会　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

会　　長　　質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済みといたします。

【報告第３号　専決処分の報告について（現況証明願）】

会　　長　　次に、報告第3号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第3号についてご説明申し上げます。
議案書3ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
現況証明の願い出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
当日配布資料の1ﾍﾟｰｼﾞから2ﾍﾟｰｼﾞに、報告第3号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
土地の所在等は議案書3ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
土地の区分は、市街化区域であるため、事務局職員において本年7月21日に現地確認を行っております。
整理番号10、当該地は、○○○○から東に約500m、○○号通沿いに位置しており、市街化区域内であります。以前から住宅の庭であり、農地利用はされていなかったと伺っております。
今回、所有者が土地を売却するにあたり、当該地の登記地目が畑であることから、地目変更登記を行う必要があるため、現況証明願がありました。
調査の結果、願出地は、農地台帳上すでに非農地で、周囲が住

宅地のため農地として活用することが困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外として証明書を発行しております。
以上、報告第３号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

会　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

会　　長　　質問がなければ、これをもって報告第３号を報告済みといたします。

【報告第４号　農地法第３条の許可に係る報告について】

会　　長　　次に、報告第４号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第４号について、ご説明申し上げます。
議案書４ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
令和４年度第２回農業委員会総会において買受適格証明願の承認を受けた願出人が買受者となり、農地法第３条の規定による許可申請があったことから、これを許可したので報告します。
当日配布資料の３ﾍﾟｰｼﾞに、報告第４号資料として、地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
報告は整理番号10～12の３件です。
土地の所在等につきましては、議案書４ﾍﾟｰｼﾞ及び５ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
本件につきましては、５月27日に開催された第２回総会において買受適格証明願の承認を受けた願出人が買受者となり、農地法第３条の規定による許可申請があったことから、７月21日付けで許可書を交付しております。
事務局からは以上であります。

会　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

会　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 4 号を報告済みといたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に日程第 6、協議の部に入ります。（10：05）
はじめに、議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての整理番号 3 を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 1 号についてご説明申し上げます。
議案書 6ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
なお、整理番号 3 を可として議決した場合には、北海道農業会議に意見聴取を行い、許可相当との意見回答後、許可書を交付することとします。
今月の農地法第 5 条の規定による許可申請は 2 件です。
はじめに整理番号 3、中央の△△△△さんが所有する農地の一部を△△△△さんに使用貸借し、一時転用許可要件を満たして、農地の法面・畦畔に太陽光発電設備を設置する一時転用案件となります。土地の所在等は議案書 6ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。当日配布資料の 4ﾍﾟｰｼﾞから 16ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 1 号整理番号 3 資料として地番図・航空写真、現地写真、配置図、求積図等を添付しております。
農地の法面又は畦畔に太陽光発電設備を設置する場合につきましては、平成 28 年の農林水産省通知で取扱いが示されており、周辺の農地の効率的な利用等に支障を及ぼすおそれがない場合に、3 年以内の一時転用が可能とされております。
本申請は 3 年間の一時転用であり、期間満了時には再度、3 年間の更新をする予定となっております。
当該地は農業振興地域整備計画における農用地区域内農地に区分されます。
農用地区域内農地の転用は、原則許可することが出来ないとされておりますが、転用が一時的なものであり、代替地では転用目

的が達成できないこと、及び農業振興地域整備計画の達成に支障が無い場合には例外的に許可できます。

千歳農業振興地域整備計画の達成への影響については、8月22日付で、市、農業振興課から計画への影響が無い旨、回答を受けております。

当日配布資料の4ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。赤色の線が引いてある部分が、太陽光ﾊﾟﾈﾙの設置予定場所となります。本申請は農地の法面又は畦畔に設置することが要件となり、設置場所は下段の現地写真の通り、耕作部分ではなく、農地の畦畔部分を使用する計画となっております。

耕作地に設置するわけではないため、今回の転用によって、実際に作付を行っている面積は減少しません。

当日配布資料5ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。青い屋根の建物が△△△△の工場であります。太陽光発電設備を設置するのは借主である△△△△さんでありますが、発電した電気は、貸主である△△△△△さんが全て買い取り、この工場に送られます。今回設置する太陽光ﾊﾟﾈﾙでの発電量は、工場での消費電力よりも少ないため、電力会社への売電は予定されておりません。

当日配布資料10ﾍﾟｰｼﾞから12ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。北海道農業会議が作成した研修会ﾃｷｽﾄからの抜粋であります。転用をするにあたっての許可要件や確認事項等がまとめられており、ご覧の通りとなっております。左側は太陽光ﾊﾟﾈﾙの下で営農を続ける、営農型発電の場合であり、右側のｵﾚﾝｼﾞ枠で囲われている方が、今回転用申請が出ております、農地の法面又は畦畔に設置する場合になります。

農地で行う営農型発電の場合、ﾊﾟﾈﾙの下で営農を続け、地区平均単収の8割以上の収量を確保する必要がありますが、農地の法面又は畦畔は耕作地ではないことから、その収量要件がございません。

また、営農型発電では一定の条件で一時転用期間が10年間に設定することが可能となりますが、農地の法面又は畦畔に設置する場合においては、一時転用期間は最大で3年間となり、その後は3年ごとの更新となります。

なお、今ご覧いただいております要件等につきましては、当日配布資料13ﾍﾟｰｼﾞから16ﾍﾟｰｼﾞに、元となる農水省通知を添付しております。

本件につきましては、3年ごとの更新を予定しておりますが、万が一撤去する場合には、設置者である△△△△さんが撤去費用を負担することに合意しており、設置・撤去を行うために必要な

資力があることを確認しております。
　これらのことから、当該申請は農地の法面又は畦畔に太陽光発電を設置する一時転用許可基準の全てを満たしております。
　本案件につきましては、議案書にもありますとおり、可として議決した場合、北海道農業会議に意見聴取を行い、許可相当との意見回答を受けた場合に許可証を交付することとします。
　以上、議案第１号整理番号３についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　暫時休憩します。（10：12）

議　　長　　再開します。（10：14）
　これより質疑を行います。

藤　田　委　員　　当日配布資料の４ﾍﾟｰｼﾞの写真を見ますと、畑の法面なのですが農地には食い込まないようですけれど、実際に耕作農道を邪魔して、その耕作農道が農地に入っていくことで農地面積に影響が出るようなことにはならないのですか。

登　坂　委　員　　関連してよろしいですか。今の件もあるのですが反対側の皆さんが使う農作道の側にも設置するようになっているのですが、ここを利用する方々が此処にﾊﾟﾈﾙが建つということを知っているかどうか気になるのですが、いかがでしょうか。

事　　務　　局　　周知しているかどうかは、存じ上げません。
　藤田委員からの質問ですが、農道の写真について、事務局で現地を見に行きましたが、車が普通に通れる所と法面がありまして、その境目であれば邪魔はしないかと。農道も狭くならないです。

藤　田　委　員　　大丈夫なのですね。分かりました。

平岡日出男委員　　ここ自体が農地なんじゃないですか。
　通路で使っている所も農地なんじゃないですか。
　あと、排水とかはこの回りにはないのですか。

事　　務　　局　　農地です。

遠　藤　委　員　　排水はこの回りにはありません。

事　　務　　局　　当日配布資料とは別に配布しております、参考資料をご覧ください。実際に建てられるﾊﾟﾈﾙのｶﾀﾛｸﾞになります。ﾌｪﾝｽのような形状で垂直型になっており通常のﾊﾟﾈﾙとは形状が違うため、邪魔はしません。

事　　務　　局　　△△△△さんのようなﾊﾟﾈﾙだと下で農作物を作らないとならないのですが、そうすると 8 割の要件とかがあるのですが、この場合は、日陰の面積がほとんどないので、農作物への影響は少ないです。

事　　務　　局　　農道を使っている方たちへの周知は必要でしょうか。

登　坂　委　員　　必要かと思います。△△△△さんの方しか通らないのなら良いのですが、結構この奥で色々な方が作付していると思いますので。
　また、酪農家の方もいて機械もかなり大きなものが通るので、注意しながら走行しないとならないので、周知は必要かと思います。

平岡日出男委員　　ﾊﾟﾈﾙから道路までの幅はどのくらいあるのですか。

事　　務　　局　　それは聞いておりません。
　周知は事務局からお話ししていただくようお願いします。

議　　長　　他にございませんか。

宮　澤　委　員　　当日配布資料 4 ページの下段の写真より道幅が狭くなるということなのですね。今、言われている周知しなくてはいけないという所は。

中　村　委　員　　東側ではなく北側の農道です。

宮　澤　委　員　　許可を出して、周知したところ、設置に反対となった場合はどのようになるのですか。

事　　務　　局　　若干設置場所をずらすなど妥協案を模索しながらの設置になるかと思います。

宮　澤　委　員　　許可を出すのは農業委員会ですが、近隣農家の営農に関しては加味してほしいという要望があって、今、話し合っていたことも

加味して考えるのか、それとも法律だけ、建てられる、建てられないだけの許可をするのかどちらでしょうか。

事　務　局　　要件を満たしている場合、許可は、せざる得ないかと思います。
　要望については、△△△△さんに伝え、地域の方々に周知していただくようお願いします。

宮　澤　委　員　　許可が出たとして、使われる方への周知はするけれども、別の話ということになるのですね。

事　務　局　　義務ではないので、今回の許可に当たり、委員から周知をしていただきたいという意見が出ましたとお伝えすれば、周知はしていただけるとは思いますが、これを持って、やめてくださいという話になった時は、法的根拠に照らし合わせることになります。

宮　澤　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

議　　長　　次に、整理番号 4 についてを議題といたします。
　この案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
　暫時休憩します。（10：26）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（10：26）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　整理番号４は、報告第２号整理番号７で合意解約した農地に農業用施設を建設する転用案件となります。

転用を行う土地の所在等は議案書６ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。当日配布資料の17ﾍﾟｰｼﾞから18ﾍﾟｰｼﾞに、議案第１号、整理番号４資料として地番図、配置図・求積図、平面図・断面図、参考写真を添付しております。

当該地の農地区分については、今月に用途変更がされており、農用地区域内農業用施設用地に区分されます。

また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。

これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

なお、本件につきましては30ａ未満の農業用施設への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。

以上、議案第１号、整理番号４についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　質問がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

●●委員の退席を解きます。

暫時休憩します。（10：28）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（10：28）

【議案第２号　現況証明願について】

議　　長　　次に、議案第2号、現況証明願についてを議題といたします。
初めに整理番号9について事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号についてご説明申し上げます。
議案書 7ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
今月の市街化調整区域における現況証明願は 3 件であります。
当日配布資料の 19ﾍﾟｰｼﾞから 29ﾍﾟｰｼﾞに議案第 2 号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
最初に、整理番号 9 についてご説明いたします。
現況証明願の所在地等は、議案書 7ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
願出地は、南側の隣接地との境界に接しており、これまで隣接地からはみ出た雑草・雑木や、△△△△さん所有農地の通路の一部となっていましたが、令和 3 年 11 月までは、所有者が農業者に賃貸している土地の一端でありました。
その後、この契約が終了したため、農地利用していない当該地が分筆され、現在、この部分において賃貸借は行われておりません。
このたび、太陽光発電施設設置会社が、△△△△氏所有の森林部分を購入し太陽光発電施設を設置するにあたり、願出地を送電線の管理用地として買い受けるため、地目変更登記が必要であることから、土地所有者から現況証明の願出がありました。
調査の結果、願出地は農道の一部と雑草が茂っている土地で農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。
以上、整理番号 9 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この案件については農業委員による現地調査を行っておりますので、ご意見等の発言をお願いいたします。

樋　口　委　員　　8 月 10 日に、私のほか、平沖会長職務代理者、鈴木委員及び事務局により、整理番号 9 について現地調査を行いましたので報告

します。
　事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、農地利用はなく、農道と雑草が茂っている土地でありました。
　本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
　私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

中　村　委　員　　先ほどの話と同じような感じなのですが、農道部分も含まれておりますが、ここを使わないとなると農地の面積に影響が出ることになるように思うのですが、いかがでしょうか。
　畑の横でこの部分だけ色が違うので、ﾄﾗｯｸが通るぐらいの面積を取らなくてはならないのであれば、作付け部分に影響が出ると思います。

事　　務　　局　　可能性はあるかと思います。

議　　長　　暫時休憩します。（10：33）

議　　長　　再開いたします。（10：35）
　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　質問がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　次に整理番号 11 を議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　　務　　局　　次に、整理番号11についてご説明いたします。

現況証明願の所在地等は、議案書7ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

願出地は、新川○○○○から農地利用がない部分を分筆した土地で、住宅、牛舎、倉庫、堆肥舎等が建っている、農地台帳上、宅地として非農地に区分される土地と、農地台帳上は農地ですが、施設等の周辺部分や通路として利用されており、農地利用ができない土地からなっています

このたび、所有者の△△△△さんが離農し、土地を売却するため、農地部分と非農地部分を分筆する必要があり、願出がありました。

調査の結果、願出地は住宅、牛舎、倉庫、堆肥舎等の敷地及び通路であり、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。

以上、整理番号11について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この案件については農業委員による現地調査を行っておりますので、ご意見等の発言をお願いいたします。

片　桐　委　員　　8月10日に、私のほか、樋口委員、鈴木委員及び事務局により、整理番号11について現地調査を行いましたので報告します。

事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、住宅、牛舎、倉庫、堆肥舎等の敷地及び通路であり、農地利用はありませんでした。

本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

川　端　委　員　　航空写真を見ると緑の部分が見えますが、農地ではないのですか。

事　　務　　局　　これは、電線部分の下になります。当日配布資料の22ﾍﾟｰｼﾞの現地写真①の所ですが、電柱が道の横に建っていますが、その下の部分になります。

川　端　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　質問がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　次に、整理番号12についてを議題といたします。
この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
暫時休憩します。（10：40）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（10：40）
事務局より説明願います。

事　務　局　　最後に、整理番号 12 についてご説明いたします。
議案書 8ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
現況証明願の所在地等は、議案書 8ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
願出地は、住宅、倉庫、堆肥置場の敷地であり、平成 11 年に現況証明を行った面積と概ね一致するため、既にこの証明により非農地となっている土地になります。
このたび、土地所有者の△△△△さんの後継者である△△△△さんが、自身の農家住宅を建築するにあたり、この区域の一部に住宅敷地がかかり、分筆登記が必要となりました。
このため、改めて、非農地部分の地積測量を行って分筆し、併せて地目変更登記をするため、現況証明の願出があったものです。
調査の結果、願出地は住宅、倉庫、たい肥置場及びその敷地であり、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。

以上、整理番号 12 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この案件については農業委員による現地調査を行っておりますので、ご意見等の発言をお願いいたします。

鈴　木　委　員　　8 月 10 日に、私のほか、平沖会長職務代理者、樋口委員及び事務局により、整理番号 12 について現地調査を行いましたので報告します。
事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、住宅、倉庫、たい肥置場及びその敷地であり、農地利用はありませんでした。
本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。
●●委員の退席を解きます。
暫時休憩します。（10：43）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（10：43）

【議案第３号　千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告について】

議　　長　　次に、議案第3号、千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告についてを議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第３号について、ご説明申し上げます。
　議案書９ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
　千歳農業振興地域整備計画の変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定に基づき、千歳市長から意見を求められたので、審議意見を求めます。
　今回の変更点は、駒里地区における農家住宅建築のため、農用地区域内農地からの除外であります。
　なお、本議案が可決された場合、９月総会以降に、駒里地区における転用許可申請を行う予定となっております。
　議案書10ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。当該変更計画の縦覧等について記載されております。縦覧期間について空欄となっておりますが、当委員会を含め関係団体からの意見聴取の回答後に公告手続きが開始されることから、現在、このようになっております。予定では９月上旬に縦覧開始と聞いており、縦覧期間は30日間です。
　次に議案書11ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。土地の所在等は議案書のとおりです。
　次に議案書12ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。土地選定の理由書は議案書のとおりです。
　最後に、議案書13ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。農用地区域内農地から除外する手続は、当ﾍﾟｰｼﾞに示す箇所であります。
　以上、議案第３号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

議　　長　　それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
資料-1 農作物生育状況等について
口　頭 第3回農地小委員会について
農地パトロールについて

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。（10：48　閉会）